平成23年10月4日 総務委員会資料 総務 部原子力安全対策課

原子力防災連絡会議中間報告について

原子力防災連絡会議について

福島での原子力災害を踏まえて原子力防災対策を見直すため、島根・鳥取両県、島根原子力発電所周辺30km圏市の防災担当責任者で構成する「原子力防災連絡会議」を設立し、課題の整理とその対応の方向性の検討を進めており、その結果を中間報告として取りまとめた。

【構成団体】

松江市、出雲市、 安来市、雲南市、 (東出雲町、斐川町) 米子市、境港市、鳥取県、島根県

【検討状況】

島根原子力発電所周辺市町防災担当部長会議(3月25日)

第1回連絡会議開催(5月24日)

第1回作業部会開催(6月 8日)

第2回作業部会開催(7月14日)

第3回作業部会開催(7月29日)

第4回作業部会開催(8月23日)

第5回作業部会開催(9月2日)

第2回連絡会議開催(9月14日)

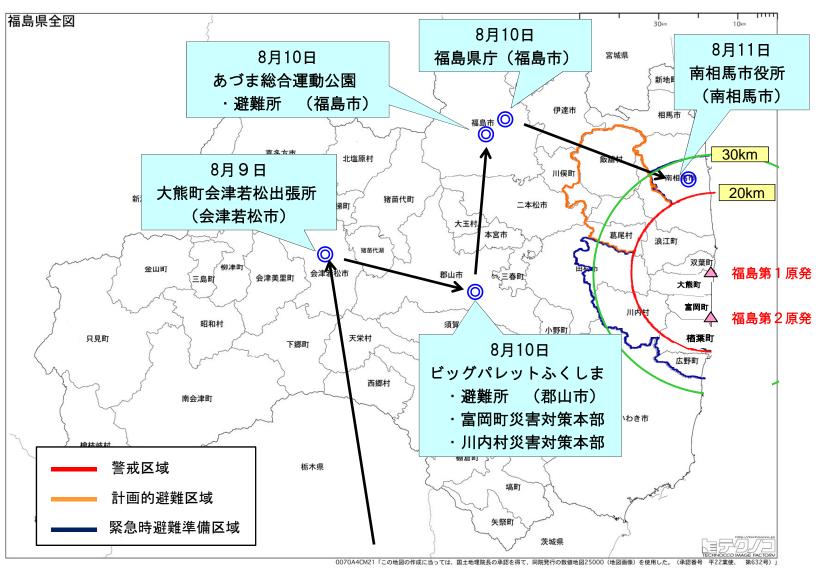
中間報告の位置付けについて

○ 島根、鳥取両県、30km圏域内の市で構成する原子力防災連絡会議で、 福島での課題等に対する方向性を暫定的にとりまとめたもの。

【検討を行った課題】

- ・初動体制における課題
- ・住民避難(一般、要援護者)における課題
- ・ モニタリングにおける課題
- 中間報告に基づき、島根、鳥取両県及び30km圏域内市がそれぞれ役割 分担ごとに具体的に対策を進め、暫定的にでも各団体の原子力防災への対 応能力を早期に強化する。
- 12月末を目途に検討案をまとめ、諸調整のうえ3月末に体制を整える (目標)
 - 仮に住民避難などが30km圏を超えて及ぶ場合においても、この中間 報告の考え方を基本として対応する。

福島県現地状況調査の概要(8/9~11)



現地状況調査で明らかとなった課題等

1. 初動体制における課題

- 国と県、県と市町村との通信手段の確保
- 広域避難を想定した計画の策定

2. 住民避難における課題

- 避難計画等の住民に対する事前の周知
- 要援護者(入所、在宅)の事前把握及び輸送手段の検討
- 交通手段の検討
 - ・ 交通機関(バス、鉄道等)の活用と自家用車避難の位置付け
 - ・ 広域的な調整による交通機関の確保
- ○迅速な避難の実施
 - ・避難道路(経路)の指定、誘導
 - ・避難先の指定

3. モニタリングにおける課題

- 広域的な緊急時モニタリング体制の確立
- 緊急時モニタリング要員の確保

4. スクリーニングにおける課題

- 迅速なスクリーニング班の派遣
- 大量の避難者に対応可能な要員、機材の確保

福島県庁での調査



南相馬市役所での調査



避難所の状況(あづま総合運動公園(福島市内))





津波被害の状況(南相馬市)







中間報告の概要

福島原子力災害を踏まえた原子力防災体制の課題とその対応の方向

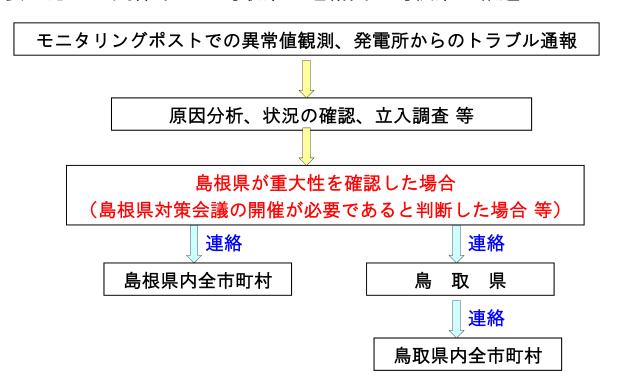


第1回 原子力防災連絡会議(5月24日)

1. 初動体制の整備

〔現状と課題〕

- ◎ 初動体制が明確でない団体があり、福島と同等規模の原子力災害が生じた場合、混 乱をきたすおそれ
- ◎ 自然災害との複合災害時に、連絡通信が困難となり住民避難等に影響が出るおそれ
 - (1)連絡系統の整備【県、関係市】
 - 重大なトラブル発生時における連絡体制を強化
 - 必要に応じて関係市及び鳥取県の連絡員を島根県へ派遣



(2) 意思決定手順等の整備【関係市】

○ 初動時の体制(意思決定や原子力災害に備えた準備等)が明確となってない 団体は、事前に体制を整備

〔初動段階で対応すべき事項(例示)〕

- ・事故情報、モニタリング情報の把握
- ・関係機関との情報共有、避難対応等への準備
- ・住民への広報、相談窓口設置の実施等

(3) オフサイトセンター要員派遣体制の整備【国、県、関係市】

○ 関係市及び鳥取県から、オフサイトセンター への連絡員の派遣や、必要に応じた合同対策協 議会構成員や住民安全班要員の派遣、及び受け 入れ体制を整備

【今後検討すべき課題】

- 原子力防災ネットワークの拡充整備 (自然災害への 備え等整備状況を考慮)
- 現行のEPZ圏外の整備に対する国の 支援拡大の働きかけ



島根県原子力防災センター (オフサイトセンター)

※ EPZ;原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の目安で、国(原子力安全委員会)が防 災指針で定めている。原子力発電所の場合は、8~10kmがEPZの範囲とされている。

2. 住民避難体制(一般)の整備

〔現状と課題〕

- ◎ 島根原発周辺は、人口が20km圏域内に約25万人、30km圏域内に約46万人の山陰の中核地域
- ◎ 対象人口が多い半面、後背地域の受け入れ能力が小さく、事前に避難先や避難準備を行うことが必要

(1)住民への広報体制の構築【関係市】

○ 住民にとって、住民広報、住民相談窓口が重要な情報源となるため、あらか じめ住民広報を行うタイミング、項目整理、広報手段等の体制を整備。

[住民広報の事項(例示)]

- ・ 事故、モニタリングの状況
- ・放射性物質の放出予測や放出状況、環境への影響
- ・ 住民のとるべき対応 等

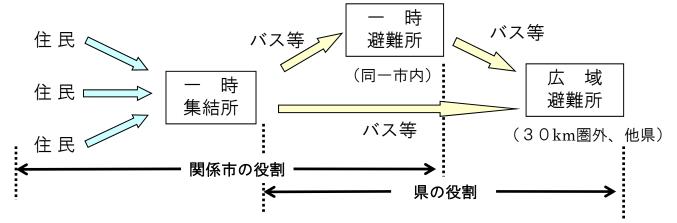
〔住民広報を行うべきタイミング(例示)〕

- ・重大な事故・トラブルの発生時
- ・特定事象発生時、原子力緊急事態宣言の発出時
- ・避難等措置の指示時
- · 事態収束時 等

(2) 一時集結所、運営方法等の整備【関係市】

- 原子力災害時には、発電所に近い地域など影響の大きい地域の住民の避難を 優先的に行うことが必要
- バス等を利用した避難を円滑に行うため、住民の集合場所となる一時集結所 をあらかじめ指定し、開設手順、運営方法等を定め、住民へ事前に周知

【避難の流れイメージ】



〔一時集結所選定の基準(例示)〕

- ・ 通信連絡手段があること
- ・ 緊急時に開設が可能であること
- ・ 徒歩での集合時間等を踏まえ適切な位置にあること
- ・ 対象人口を踏まえ適切な規模、施設(トイレ等)を有していること
- ・ バス等大型車両が付近まで進入可能であること 等

(3) 広域避難先の確保【県】

- 広域の避難が大量に発生することに備え、事前に広域避難先を確保し、あらかじめ避難先を周知
- 30km圏域外及び県外の避難可能施設の調査を行い、避難先を確保。選定にあたっては、避難先の県、市町村と協力体制を構築

(4) 輸送手段、避難ルート等の確保【県】

- 効率的な避難を実現していくため、地元バス 事業者等と協議し輸送体制を整えるとともに、 国へ域外からのバス輸送支援の検討を要請
- 鉄道の利用を検討するとともに、自衛隊や海 上保安庁等への輸送支援を調整
- 避難先を踏まえつつ、具体的な避難ルートや 交通規制、誘導方法等を検討



平成22年度 原子力防災訓練

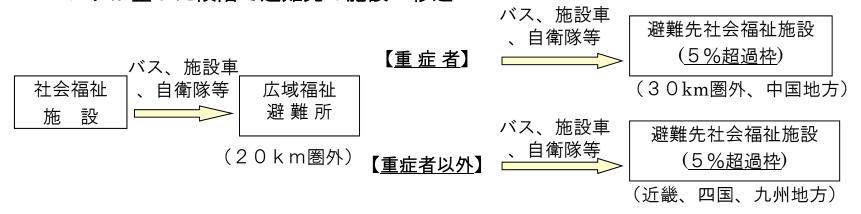
【今後検討すべき課題】

- 住民広報、避難誘導等に必要な資機材等の整備
- 一時集結所指定作業・運営マニュアル作成、住民への事前周知
- 事業所、学校、一時滞在者等への連絡体制
- 自家用車による避難
- 避難ルートの整備

3. 災害時要援護者の避難体制の整備

〔現状と課題〕

- ◎ 島根現発周辺は、20km圏域内に社会福祉施設入所者数で約4,500人、病院の 許可病床ベースで約3,500床あり、避難にあたってのマッチングが課題
- ◎ 関係市では把握している在宅要援護者は、20km圏域内に約10,700人あり、 通常の避難に耐えられない重症者の避難が課題
- (1) 社会福祉施設等入所者の避難【県、関係市】
 - ○全ての対象者を避難先施設へ直ちに収容することは困難であり、当該施設に可能な限り滞在させるか、一時的に条件の整った広域福祉避難所に移送し、マッチングが整った段階で避難先の施設へ移送 【避難の流れイメージ】

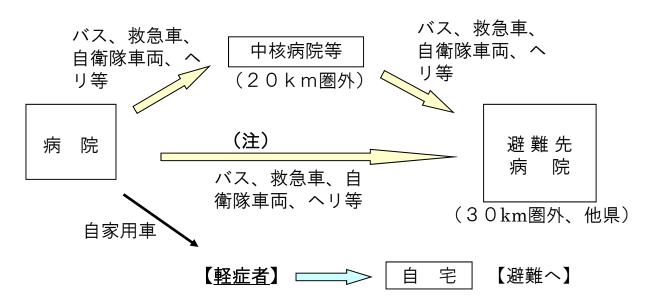


- ※ 上記以外に、自宅や避難先施設(5%超過枠)へ直接移送する場合があり
- ※ 広域福祉避難所とは、一時的な避難先ではあるが中期的な滞在も可能な避難所をいい、 身障者トイレ、浴室などの施設、バリアフリー構造、非常用発電機等が備わっている施設

(2)病院の入院患者の避難【県、関係市】

○全ての対象者を避難先病院へ直ちに収容することは困難であるため、当該病院 に可能な限り滞在させるか、20km圏外の中核病院等の空病床へ一時的に移送 し、マッチングが整った段階で避難先の病院へ移送

【避難の流れイメージ】

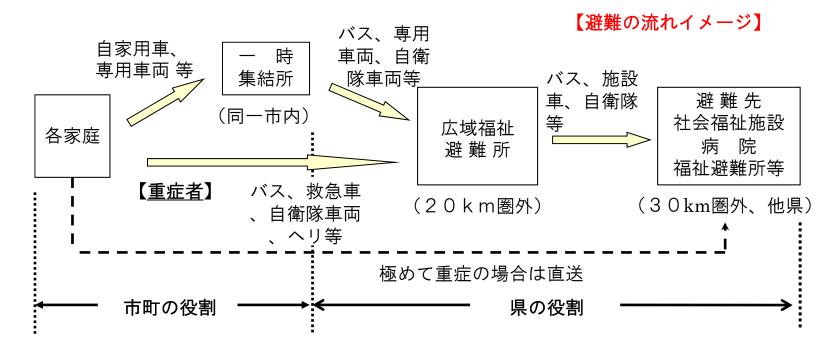


(注)「EMIS」を活用し、受け入れ先を調整

※ EMIS;広域災害救急医療情報システム(災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有するシステム)

(3) <u>在宅要援護者の避難</u>【県、関係市】

- 自然災害における要援護者の確認、支援体制を前提に避難を実施。
- 一般的な避難が困難な在宅の要援護者は、一時的に条件の整った広域福祉避難 所へ移送し、マッチングが整った段階で避難先の施設、病院へ移送



【今後検討すべき課題】

- 〇 マッチング方法の確立
- 輸送手段、一時避難先(広域福祉避難所)の確保
- 在宅要援護者の確認、支援体制の強化

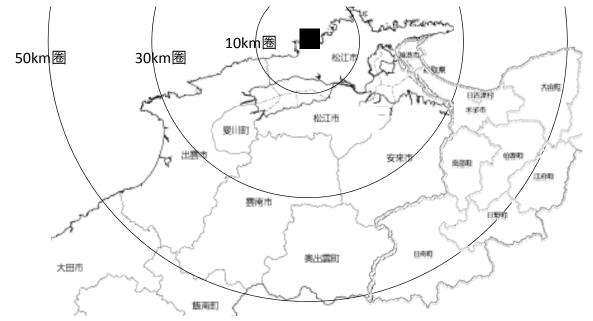
4. 緊急時モニタリング体制の拡充整備

〔現状と課題〕

- ◎ 平常時は島根原発周辺の11箇所の固定型モニタリングポスト等で放射線監視を実施
- ◎ 緊急時には概ねEPZ(10km圏域内)に可搬型モニタリングポスト配置等を行う体制となる
- ◎ 現状では初期段階で福島のように10km圏域を大きく超える地域でモニタリングを 行うことは困難

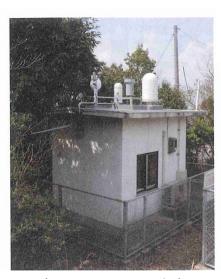
(1) <u>モニタリング範囲の拡大に対応した体制の整備</u>【国、県】

- 福島での状況を踏まえ、概ね50km圏内において空間放射線量率の測定を行うべき地点(モニタリングポイント)をあらかじめ面的に幅広く設定
- モニタリング範囲拡大に対応するための測定機器整備やモニタリング要員体制を拡充



(2) 地震等自然災害発生時における信頼性の向上【国、県】

○ 福島における測定システムの被災状況等を検証し、地震等自然災害に対する信頼 性が維持向上されるよう、さらに対策を実施する。



固定型モニタリングポスト



可搬型モニタリングポスト



シンチレーション式 サーベイメータ

【今後検討すべき課題】

- モニタリングポイント増加に伴う測定機器の整備(可搬・固定モニタリングポスト増設整備 → 技術的に十分検討が必要)
- モニタリング要員の動員体制等の拡充 (万が一のための手動による測定体制の整備 等)
- 緊急時モニタリングセンターの代替施設への移設、環境試料測定体制の整備

原子力防災連絡会議の今後の取り組みについて

- 中間報告でまとめた各項目については、作業部会を中心に進捗管理を行いながら、各団体で具体化を図っていく。
- 被災地の状況や国の防災対策の検討状況等を踏まえて、その都度、内容 を見直し対応を検討する。
- 中間報告で整理できなかった項目は、作業部会で引き続き検討を進めていくとともに、国の防災指針見直し状況等を適宜反映させていく。各対策の具体化にあたっては住民の理解と協力が得られるよう工夫していく。

【今後検討を進めていく課題 等】

- ・被ばく医療体制(スクリーニング体制等)の拡充
- ・ 防災拠点(オフサイトセンター等)の代替機能の確保
- ・原子力防災訓練の検討 等